

## 答 申

### 第1 審査会の結論

北秋田市長（以下、「実施機関」という）が、「3月22日以降北秋田市と厚生連が統合病院に関する双方のやりとりした全ての文書」（以下、「本件行政文書」という。）を非公開決定としたことについては、対象となる全ての文書を公開するべきである。

### 第2 諮問に至る経緯

#### 1 行政情報の公開請求

平成17年10月24日、異議申立人は、北秋田市情報公開条例（平成17年北秋田市条例第15号。以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき、「3月22日以降北秋田市と厚生連が統合病院に関する双方のやりとりした全ての文書」について行政文書の公開請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成17年10月27日、実施機関は、公開請求に係る行政文書は条例第7条第6号の規定に該当することを理由に当該文書の非公開決定を行った。

#### 3 異議申立て

平成17年12月9日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、非公開決定を不服とする異議申立てを行った。

#### 4 北秋田市情報公開審査会への諮問

平成17年12月27日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第18条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件行政文書の公開請求に対して、実施機関が平成17年10月27日付け北秋広第100003号で行った非公開決定について、その決定を取消し文書の公開を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び異議申立書に添えた「北秋田市長の行った行政情報非公開決定に対する意見」（以下、「意見書」という。）並びに口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書の要旨

北秋田市の地域医療基本政策にかかる行政文書を非公開とした決定は、条例の解釈適用を誤って市民の知る権利、政策決定に参加する権利を不当に制限している違法なものである。

## (2) 意見書の要旨

非公開決定が理由とする条例上の非公開事由に求められる要件が具備されておらず、条例の解釈適用を誤って市民の知る権利、政策決定に参加する権利を不当に制限している違法な決定である。

「非公開決定通知書」に記載要件が具備されていない

最高裁判所の判例（大阪府水道部懇親会費情報に関する判決～最判H6.2.8および最1小判H4.12.10）からしても、実施機関においては、行政文書の非公開に当たっては具体的な支障と影響の程度を示す主張立証責任があり、また、非公開の理由として、情報公開請求者が非公開の根拠を了知し得るだけの具体的事由を記載しなければならないが、これらが示されていない。この点だけでも、本件の非公開決定は違法と言うべきである。

行政文書の秘密性が喪失している

平成17年10月13日開催の市議会全員協議会において、本件行政文書の重要部分である「厚生連要望書」が読み上げられ、その要旨が報道され、また、後日に市長が抜粋として資料を配って公開されていることは、文書の中核部分が秘密性を失っていることとなる。外部事業者の作成にかかる文書でも、既に秘密性が失われている場合は非開示情報に当たらないとする最高裁判所の判例（平成14年9月12日判決：判例時報1804-21を参照）がある。

条例の定める「非公開事由」の解釈、適用を誤っている

ア 市では非公開決定の理由に条例第7条第6号(イ)を挙げ、「厚生連との交渉に係る事務に関して市の利益を不当に害するおそれがある」としているが、これは次に述べる理由により存在しない。

当該行政文書は地域医療基本政策となる「基本構想」を基とした市と厚生連の交換文書で、なおかつ、厚生連は病院の受託予定業者であるため、文書は両者の意思を表明するものであって、この交渉相手に情報を知られることによる市の財産的利益などに不利益が生じるおそれは無い。

現段階で厚生連以外の病院受託予定業者の参入の可能性は無く、文書の公開によって他の者が得た情報を悪用して市の利益を損なうおそれも無い。

イ 条例第7条第6号本文中の「当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」も無い。「適正な」と認められるためには、非公開によって守られるべき行政作用・利益（実施機関と相手方との「基本構想」の実施に係る公正な交渉など）が公開によって保護される公益（市民の知る権利等の保護、市の政策決定等の透明性確保という利益）より優越していなければならないが、この比較衡量においても優越していないことは次に述べる理由から

である。

当該行政文書は、市民病院のあり方をめぐる政策に関わり、しかも、地域住民の生命・健康に直接関わる医療政策の帰趨を左右する、市民にとってその政策決定過程に参加し意見を反映する必要の高い重要な情報であるため、原則として、市民に対して逐一公開されなければならない性格のものである。

市としては、本件行政文書を公開して市民の政策決定に委ねることが必要であって、敢えて非公開とすることによって円滑な執行が出来るような行政作用は現段階では考えられない。

市と厚生連との「基本構想」をめぐる交換文書を非公開とすることによって、厚生連との交渉において市が確保する優位性があるとしても、これと比較して、政策決定に関わる市民の知る権利が優越することは疑いの余地はない。

### (3) 口頭意見陳述の要旨

市長は情報を隠匿し、虚偽の情報公開をしている

平成17年10月13日の市議会全員協議会で、「厚生連からの要望書」の全文が読みあげられ、そのコピーを求められたにも拘わらず、後日の同協議会ではその抜粋として公表された。内容は明らかに読み上げられたものと異なっており、市当局は、要望書の核心部分となる点を秘匿し、部分的な改ざんや抜粋をして報告したものと疑わざるを得ない。このような行政の恣意性をチェックするためにも情報公開の必要性が求められる。

市の重要政策決定に係る情報ゆえ、市民の「知る権利」は重い

情報の提供、収集は憲法第21条で保障されている尊い国民の権利。市の情報公開条例も市民の「知る権利」を謳いあげている。新病院開設の「基本構想」は重要な市の意思決定として市民に公表済みだからこそ、市と厚生連による政策決定過程は市民の関与による健全性が確保されなければならない。

憲法を遵守し、条例を正しく読み取って市の説明責任を果たすことが行われていない。「知る権利の制限」は、よほどの事が発生しない限り出来ないことなので、市民を尊重することからも今回の情報は堂々と公開すべきである。

非公開決定は、最高裁判所の判例に照らし合わせても違法である

異議申立てで添付した「意見書」でも触れているが、最高裁の判例で、外部に公表された形となっている情報はその秘密性を失い、非開示情報には当たらないとの判断がなされているが、今回の件も、公の場で該当文書が読上げられ、その概要を報道されている事実からすれば、この時点で公開されているものと

考える。

また、同じく最高裁の判例で情報を非公開とする場合は具体的な支障と影響の程度を示す立証責任があり、了知し得る非公開とする根拠を記載しなければならない、とある。今回の市の非公開決定では、その一切の要件を具備していないものなので、明らかに違法と言える。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関の非公開決定の理由は、当審査会に提出された資料及び当審査会での口頭説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査会提出資料（第2回審査会に提出）

当該文書の全てを非公開とした理由は、関係団体との協議調整の途上であり、公開することにより、交渉に係る事務に関し、市の利益を不当に害するおそれがあると認められるからである。

また、平成17年10月13日開催の市議会全員協議会は公開された中で行われたものであるが、ここで厚生連から市への要望文書（收受北秋医第100002号 平成17年10月11日付け「北秋田市医療整備基本構想」について）の説明の時は、その内容として、項目と中身について要点のみを説明した。全員協議会終了後に厚生連にも確認を取ったが、その内容の全てを公表されるのは困るとの回答を得た。今後の交渉で決定していくものを確定していない段階で公表していくことは、市民に対して間違った情報を提供することと、そのことによって市民に混乱を生じさせる恐れがあることなどの理由から公開しないものと決定した。

##### 2 口頭説明（第3回審査会で説明）

今後も含めて、職員の異動に係る人事に関する情報も双方で数多く交わされることが想定されるが、これらは秘匿性が求められるものである。それと、これから医療制度の改革が行われ、診療報酬などについてもその先行きが不透明であることを考えれば、その際の全ての文書が公開されることに対しては懸念を持っている。

また、厚生連で非公開とする考え方は、「現時点で、医師数、診療科目、精神病棟等に対する厚生連の要望などは市との話し合いのテーブルにつく際の一方的なものであって、決定しているものではない。今後の双方の話し合いの中で決まるべきものが決定していない段階で公表されることになれば、確定していない数字が一人歩きしてしまい、住民に間違った情報を提供することになってしまう」というものであり、この点を危惧することである。

#### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立てに係る異議申立人の理由及び実施機関の説明などを踏まえて本件行政文書の非公開決定の妥当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

## 1 本件行政文書について

### (1) 文書の審査基準時について

判断の基準時点については、公開請求時説、処分時説などが唱えられているが、当審査会は、一般的に、処分後における状況の変化についてを答申に当たって考慮することになると答申が恣意に流れる可能性があるとともに、処分を行なった後に生じた状況の変化まで実施機関に責任を負わせることになり適切でないことなどからして、いわゆる処分時によるのを相当と考える。

### (2) 文書の名称等

本件行政文書の名称、性質及びその記載されている情報は、別紙・本件行政文書の名称及び記載事項（以下、「別紙」という。）記載のとおりである。

## 2 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならないものと解する。

当審査会は、この理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

## 3 条例第7条第6号の解釈について

条例第7条第6号は、「市又は国若しくは他の地方公共団体が行なう事業又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれ（表1）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する文書を除き、実施機関は、行政文書を公開しなければならないと規定している。

本号にいう「支障」の程度は、外見上の表面的なものでは無く、より実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も抽象的なものでは無しに、具体性のある確率などが求められるものと解される。

【表1】

項	「おそれ」の例示
ア	監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
イ	契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ	調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

項	「おそれ」の例示
エ	人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ	市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### 4 条例第7条第6号イの該当性について

別紙の文書は、実施機関（北秋田市）とJA厚生連とで交わされた事務に係る文書で、双方の交渉に相当するものである。

実施機関も、非公開決定通知書において、公開しない理由を「条例第7条第6号に該当する。関係団体との協議調整の途上であり、公開することにより、交渉に係る事務に関し、市の利益を不当に害するおそれがあると認められるため」としていることから、非公開理由を表1の「おそれの例示項目」の「イ」に求めていることは明らかである。

よって、当審査会は、本号「イ」の項「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の該当性について検討する。

##### 【対象文書の該当性】

以下、別紙各文書の「ア」から「ネ」までについての妥当性について検討する。

尚、別紙中、文書の名称が「起案文書」となっているものについては同一の判断となるので、文書区分を列記する。

文書ア、ウ、オ、キ、ケ、シ、ツ、ト、ヌ

実施機関内部の起案文書で、交渉に係る記載が存在していないので、条例第7条第6号イには該当しない。

文書イ

実施機関から厚生連への協力依頼文書。統合病院の基本構想策定業務を委託した業者等を知らせて策定業務上の協力を依頼しているもので、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

文書エ

実施機関から厚生連への要望文書。統合病院の基本構想策定を間近に控えて、その基本構想に沿った統合病院の運営に関しての中核部分とも言える4つの項目について、市長から厚生連経営管理委員会会長宛てに出された文書である。

1．職員については、市の職員を派遣職員扱い要望する。2．医療機器の購入については、一般的使用に当たるものは厚生連での購入を依頼する。3．鷹巣地区に厚生連で診療所を開設願いたい。4．外来患者数は入院患者の1.5倍以内を検討したい。以上の4項目にわたって要望しているものであるが、こ

れらはいずれも、職員の人数、氏名、医療機器の購入金額、診療所の開設規模および外来患者数の目標数値など、双方の交渉に係る具体的な内容の記載が一切無いものとなっている。

よって、今後の検討課題項目のみを示した極めて抽象的な情報に過ぎないものであるため、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書カ

実施機関から厚生連への要望文書。市長が統合病院建設を進めるための職員派遣を厚生連に要望する書面であるが、派遣予定期間を示すのみで具体的な記載が無い。これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書ク

実施機関から厚生連への資料図書（北秋田市医療整備基本構想）の送付を通知する文書。

交渉に係る記載が存在していないので、条例第7条第6号イには該当しない。  
（資料図書を同封）

#### 文書コ

実施機関から厚生連への協力依頼文書。統合病院の基本設計委託業者の選定に際し、厚生連職員に選定委員を依頼しているもの（職名、氏名を明記）であるが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書サ

文書区分 コに添付した委員名簿案で、委員7名の所属、氏名、職名が記載されているが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書ス

実施機関から厚生連への通知文書。統合病院の基本設計業務特定のための第1回プロポーザル選定委員会を開催する旨の文書で、会議の期日、場所等が記載されているが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書セ

文書区分 スに添付した委員名簿で、委員7名の所属、氏名、職名が記載されているが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

## 文書ソ

実施機関内部で文書を収受する決裁伺書で、交渉に係る記載が存在していないので、条例第7条第6号イには該当しない。

## 文書タ、チ

厚生連から実施機関(市長)への要望文書。内容は、市から説明のあった「北秋田市医療整備基本構想」(以下、「基本構想」という。)に対して、その課題と厚生連からの案を提示したものである。

統合病院の開設は合併新市の最重要事業で、基本構想策定の基に市と厚生連とで管理・運営条件等を決める交渉を進めていく最中であって、市民の関心も高いものがあり、同時に実施機関においても、市の中核事業であるがゆえに的確な市民への説明を行っていく必要があるものである。

このような状況下、双方の協議の過程と内容については、市民の「知る権利」を尊重し、市民の「市政への参画促進」を図る市条例制定の理念に照らし合わせて考えてみれば、行政事務の遂行が著しく害されない限りにおいては、当然に公開されるべきものと解される。

## 【文書タ】

本件文書の記載の中に、厚生連が管理運営をするに当たって「責任を持てる内容と乖離している」と表記されているが、これは、市の提案に対して難色を示しているとも受け取られ、公開することで誤解を招き、誤った情報に発展するとの懸念も無いわけではないが、さりとて、この情報を公開することで市の財産上の利益と地位を不当に害するおそれがあるとまでは認め難く、実施機関においても、「おそれ」の生じる蓋然性を示すなどの具体的な主張もない。逆に市民に公開しないこととなれば、政策(事業)の決定過程を明らかにして市政運営の透明性向上を図る市条例の目的に背くものであり、市民の不利益となってしまうことは明白である。

よって、条例第7条第6号イには該当しない。

## 【文書チ】

「文書タ」に添付された別紙「課題及び厚生連(案)について」。厚生連が課題とする事項を11項目に分けて記述しているものである。

書面は、基本構想の内容を確認したうえでの課題として(1)医師確保について(2)病床数について(3)標ぼう診療科について(4)政策的医療機能について(5)外来センターの開院について(6)新病院の職員構成について(7)負担金について(8)会計・経理について(9)設備(医療機器)について(10)新病院の名称について(11)北秋中央病院の建物解体について(厚生連からの要望として)を記している。

11項目それぞれの要望、意見の要旨は以下のとおりである。

区分(番号)	要望、意見の要旨
(1)	総医師数 51 名の計画だが、その確保の裏付けを示して欲しい
(2)	病床計画は 3 5 4 床とあるが、精神科の運営は困難なため精神病床 4 8 床を除いて欲しい
(3)	2 2 科の計画であるが、最終的には厚生連で決定したい
(4)	外来患者数(計画～入院患者数の 1.5 倍)の決定は、最終的には厚生連で決定したい
(5)	市が要望する「鷹巣地区外来センター」を厚生連で運営するのは困難である。病院解体後の跡地は市において購入願いたい。
(6)	市では現在の病院職員を統合病院に派遣したいとするが、厚生連は原則、厚生連の職員で対応したい。派遣の適法、派遣要員数などを検討する必要がある。
(7)	厚生連への補助金、繰入金は確保して欲しい。厚生連から市への負担金については今後の協議で対応したい。
(8)	利用料金制は、国からの交付税が認められていない。代行制を採った場合は、市が 運営交付金の 消費税負担を確約してほしい。
(9)	機器の新規購入の場合は、協議のうえ市で対応してもらいたい。
(10)	名称を決めるにあたっては、厚生連の意見も尊重願いたい。
(11)	解体は厚生連で行うが、収支に大きく影響する場合は協議いただきたい。

以上のとおり、本件文書は、市の基本構想に対して、統合病院の指定管理者となるであろう厚生連がその管理・運営に対して、最初の段階で要望と意見を述べている、いわば初期的交渉の経過と言ってよい。

厚生連が指定管理者制度の下に病院の管理運営を受諾することを前提としている交渉であるがゆえに、今後は制度に則ったより具体的で詳細な事務折衝などが展開されるであろうが、双方の交渉が始まったこの時点においては、具体的な人事に関する情報や運営管理費の折衝など、非公開の検討に値し得る内部管理情報が存在しているとは認め難い。確かに市の基本構想に対して対応が困難であるとか、計画に対する疑問視や再検討を要する旨の意見も多く、前述のとおり、公開することで誤解を招き、誤った情報に発展するとの懸念も無いわけではないが、さりとて、この情報を公開することで市の財産上の利益と地位を不当に害するおそれがあるとまでは認め難く、実施機関においても、「おそれ」の生じる蓋然性を示すなどの具体的な主張もない。

よって、条例第 7 条第 6 号イには該当しない。

文書テ

実施機関から厚生連への依頼文書。統合病院の建設に係る双方の職員による打合せ会を開催する旨の文書で、その日時、場所、派遣職員の職氏名が記載されて

いるが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書ナ

実施機関から厚生連への依頼文書。統合病院開設に伴う協議を行なう旨の文書で、その日時、会場、出席職員、協議項目名、連絡先(実施機関)が記載されているが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書ニ

文書区分 ナの協議の際の次第を記載した文書。これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

#### 文書ネ

実施機関から厚生連への依頼文書。実施機関が統合病院建設事業の参考とすべく、厚生連病院の視察研修を依頼している文書で、その日時、場所、視察研修先、視察員、連絡先(実施機関)が記載されているが、これを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、条例第7条第6号イには該当しない。

以上のとおり、別紙文書のすべては公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないので、市長が示した非公開事由である条例第7条第6号イには該当しないものと判断される。

## 5 実施機関による非公開決定の適法性について

実施機関が非公開と決定した対象文書の全てについて、それらを公開することで、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認め難いとして、条例第7条第6号イには該当しないことは前述のとおりである。

他方、この非公開決定が適法であるか否かについて、異議申し立て人が異議申し立ての理由でも述べているが、当審査会においても裁判判例などを参考に判断する。

### (1) 非公開事由に求められる要件の具備について

裁判所の判例において、「実施機関が行政文書の非公開決定を行う場合は、非公開とする具体的な支障や影響の程度を示す具体的理由を述べ、立証する責任があって、了知し得る根拠を示さなければならない」とある。

#### 【判例】

最高裁判所(第三小法廷)平成16年2月8日判決 事件 平成2年(行ツ)149号

岡山地方裁判所 平成4年12月9日判決 事件 平成2年(行ウ)5号  
(いずれも、自治体が業者等との交渉ごと(懇談会開催、協議の書面)を非公開としたものについて、その決定事由が詳しく主張されていないとして「非公開決定」を「違法」としたもの)

本件の実施機関による非公開決定通知書は、「公開をしない理由」の欄に「北秋田市情報公開条例第7条第6号に該当。(理由)関係団体との協議調整の途上であり、公開することにより、交渉に係る事務に関し、市の利益を不当に害するおそれがあると認められるため」と記載されているだけで、「おそれ」の生じる具体的理由などが一切示されていない。

よって、異議申し立て人も述べているが、非公開事由に求められる要件の具備を欠いているので、上記の判例に倣い、適法性を欠いている決定であると判断できる。

## (2) 行政文書の秘密性について

別紙文書の「タ」「チ」は、市が示した基本構想に対して厚生連がその課題と要望について回答したものであるが、この2件の文書については、異議申し立て人が文書公開請求を行う以前の平成17年10月13日に開催された市議会全員協議会(会議は公開扱い)で、実施機関の担当職員が口頭で読み上げていること、その内容が報道機関によって新聞報道されていること、さらには、引き続き後日(同年10月28日)に行われた同協議会において実施機関が「抜粋(要点)」として資料提示している。これらの事からして、仮に当該文書の全文では無くしてその要点だけの読み上げと抜粋資料の提示だとしても、すでに一連の経緯から公開されたものと見なすことが出来る。

異議申し立て人は、異議申し立ての理由の中で、「事務文書の中で外部の事業者の作成した文書でも、すでに秘密性が失われている場合は、非公開情報には該当しない(この場合、元来は事業者が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報でも、事業者がそのような管理をしていないと認められるときは、開示されることによって正当な利益等が損なわれると認められることにはならない、としている)」との最高裁判所判例(最高裁第一小法廷・平成14年9月12日判決)をもとに、2件の文書の中核部分は秘密性を失っているので、非公開とすることは困難であると述べている。もっとも、この判決例にある事業者の情報管理の状況と本件の場合とが完全に一致するものかどうかの判断は出来かねるが、結果として秘密性を失っている状態にあっては同様と考えることができる。

## 6 まとめ

これまでのことから、本件行政文書は実施機関が非公開決定の理由とした条例第7条第6号イには該当しないものと考えられるうえに、類似事件の判例や該当する文書の特質などから検討しても、適法性を欠いているものと言えるので、公開することが妥当である。

なお、当審査会の少数意見として、対象文書の一部(別紙文書「エ」「タ」「チ」)

は実施機関と統合病院の管理運営を市から受託する指定管理者となる厚生連とが協定（合意）を交わすための行政事務上の「委任契約」である交渉の中にあっては、秘密の保持が守られるべきものであるし、開かれた住民自治に資するための交渉の経緯、決定事項は市議会にて説明するという本来の道筋が出来ていて、十分にその責務を果たされる事と推察されるので、交渉途中の最中にその全てを明らかにするまでもない、とする考えもあった。

併せて、判例（大阪高等裁判所：平成10年10月28日判決・事件名～平成10年（行コ）20号）にもあるように、情報を公開するか否かは、結局は条例への適合性を判断する実施機関の長（市長）の裁量に委ねるべきであって、交渉の途中にあり協議・調整を必要とする情報であるからして、その扱いを慎重にすべく条例第7条第6号イに該当するとした非公開決定の市長裁量に逸脱は無いとの意見があった。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。なお、実施機関はその後の状況の変化を勘案して、情報公開については適切な対応をされるよう要望することを、本答申の結論に付言する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行なった。

期 日	処 理 内 容
平成17年12月21日	諮問の受付
平成17年12月27日	審 議
平成18年 1月18日	実施機関から非公開理由説明書ほかを收受
平成18年 1月20日	審 議
平成18年 2月15日	実施機関から非公開理由を聴取
平成18年 3月14日	異議申立人から意見書を收受
平成18年 3月15日	審 議
平成18年 4月14日	異議申立人（補佐人含む）から意見を聴取
平成18年 4月27日	審 議
平成18年 5月12日	審 議
平成18年 5月26日	審 議
平成18年 6月 2日	審 議

## 第7 審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
蒲 芳	自 営 業	
河 田 弘 美	団 体 役 員	
小 塚 邦 雄	会 社 役 員	会 長
櫻 庭 弘 子	非常勤公務員	
鈴 木 誠 一	司 法 書 士	会長職務代理者

【別 紙】

本件行政文書の名称及び記載事項

本件の対象文書は、次のア～ネまでである。

内容は、公開請求対象となった平成17年3月22日から平成17年10月27日（異議申立人への非公開決定通知の日）までの間に、北秋田市と秋田県厚生農業共同組合連合会とで交わされた「統合病院」の開設に係る文書

区分	文書の名称	文書の性質	当該文書に記載されている情報
ア	起案文書 基本構想策定委託に係る協力について(依頼)	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類(大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限)・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
イ	「ア」の起案文書本文 基本構想策定委託に係る協力について (依頼)	実施機関から厚生連への依頼文書	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文(依頼文、業務名称、委託業者、委託期間、問い合わせ先)
ウ	起案文書 厚生連への要望について	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類(大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限)・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
エ	「ウ」の起案文書本文 統合病院における要望について	実施機関から厚生連への要望文書	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文(依頼文、要望項目)
オ	起案文書 職員派遣お願い	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類(大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限)・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
カ	「オ」の起案文書本文 新病院建設における職員派遣の要望について	実施機関から厚生連への要望文書	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文(依頼文)

区分	文書の名称	文書の性質	当該文書に記載されている情報
キ	起案文書 北秋田市医療整備基本構想の送付について	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダ一、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
ク	「キ」の起案文書本文 北秋田市医療整備基本構想の送付について	実施機関から厚生連への資料図書の送付	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文（通知文、通知事項、問合わせ連絡先） 【同封資料】・北秋田市医療整備基本構想
ケ	起案文書 北秋田市民病院（仮称）基本設計プロポーザルの選定委員について	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダ一、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
コ	「ケ」の起案文書本文 北秋田市民病院（仮称）基本設計プロポーザルの選定委員について（依頼）	実施機関から厚生連への依頼文書	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文（依頼文、依頼項目、問合わせ連絡先）
サ	北秋田市民病院（仮称）基本設計プロポーザルの選定委員名簿案	「ケ」に添付された委員名簿案	・番号 ・所属 ・氏名 ・職名 ・備考
シ	起案文書 北秋田市民病院（仮称）基本設計業者特定に伴う第1回プロポーザルの選定委員会の開催について（通知）	左記文書の立案 伺い	・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分 ・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダ一、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影 ・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文
ス	「サ」の起案文書本文 北秋田市民病院（仮称）基本設計業者特定に伴う第1回プロポーザルの選定委員会の開催について（通知）	実施機関から厚生連への通知文書	・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者 ・標題 ・本文（通知文、通知項目、問合わせ連絡先）
セ	北秋田市民病院（仮称）基本設計プロポーザルの選定委員名簿	「ス」に添付された委員名簿	・番号 ・所属 ・氏名 ・職名 ・備考

区分	文書の名称	文書の性質	当該文書に記載されている情報
ソ	収受決裁伺書 北秋田市医療整備基本構想について（要望）	左記文書の収受伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収受文書番号 ・受信年月日 ・文書名(件名)</li> <li>・公開用件名 ・外部文書番号 ・文書の日付</li> <li>・発信者 ・受信者 ・取扱区分 ・公開区分</li> <li>・非公開理由 ・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限、廃棄予定日）</li> <li>・文書取扱主任 ・備考</li> </ul>
タ	「ソ」の収受文書 北秋田市医療整備基本構想について（要望）	厚生連から実施機関への要望文書（かがみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者</li> <li>・標題 ・本文（要望文）</li> </ul>
チ	課題及び厚生連（案）	「タ」に添付された文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題及び厚生連（案）～ 11項目</li> </ul>
ツ	起案文書 北秋田市民病院（仮称）建設に関する事務打ち合わせについて（依頼）	左記文書の立案伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分</li> <li>・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影</li> <li>・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文</li> </ul>
テ	「ツ」の起案文書本文 北秋田市民病院（仮称）建設に関する事務打ち合わせについて（依頼）	実施機関から厚生連への依頼文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者</li> <li>・標題 ・本文（依頼文、依頼項目）</li> </ul>
ト	起案文書 北秋田市民病院（仮称）開設に伴う協議について	左記文書の立案伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分</li> <li>・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダー、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影</li> <li>・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文</li> </ul>
ナ	「ト」の起案文書本文 北秋田市民病院（仮称）開設に伴う協議について	実施機関から厚生連への依頼文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書区分 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者</li> <li>・標題 ・本文（依頼文、依頼項目）・連絡先</li> </ul>
ニ	「ナ」の会議次第書 第3回北秋田市民病院（仮称）事務協議次第	会議次第書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標題 ・日付 ・開始時間 ・協議事項</li> </ul>

区分	文書の名称	文書の性質	当該文書に記載されている情報
ヌ	起案文書 雄勝中央病院の視察 研修について」	左記文書の立案 伺い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号 ・発議 ・決裁 ・施行 ・決裁区分</li> <li>・文書分類（大分類、中分類、小分類、フォルダ ー、保存年限）・取扱 ・発送方法 ・公印使用 承認印 ・決裁区分 ・起案者職氏名 ・印影</li> <li>・宛先 ・発信者名 ・題名 ・起案文</li> </ul>
ネ	「ヌ」の起案文書本文 雄勝中央病院の視察 研修について	実施機関から厚 生連への依頼文 書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書番号 ・発信年月日 ・受信者 ・発信者</li> <li>・標題 ・本文（依頼文、依頼項目）・問合わせ先 先</li> </ul>